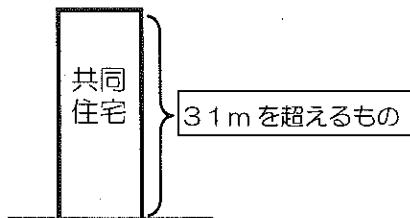


共同住宅における統括防火管理の届出について

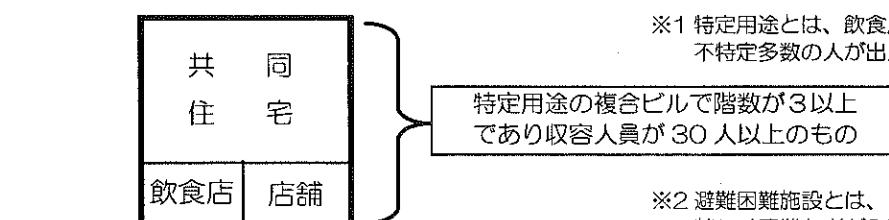
消防法令が改正になり、統括防火・防災管理者の選任および全体についての消防計画の届出が平成26年4月1日までに必要になります！

1. 届出が必要になる建物

①高さ31mを超える単一用途の共同住宅 (5) 項口



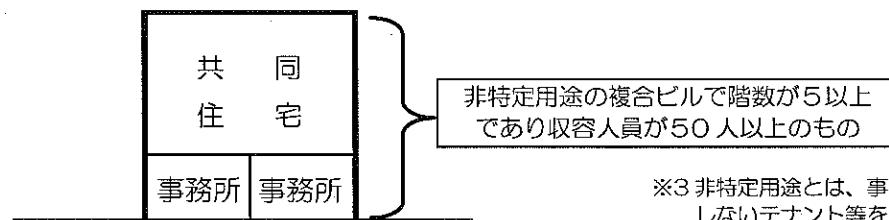
②特定用途^{*1}の複合用途で地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの (16) 項イ
(避難困難施設^{*2}が入居する防火対象物のうち地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの)



*1 特定用途とは、飲食店・物品販売店舗・診療所などの不特定多数の人が出入りするテナント等をいいます。

*2 避難困難施設とは、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等をいいます。

③非特定用途^{*3}の複合用途で地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの (16) 項口



*3 非特定用途とは、事務所などの不特定多数の人が出入りしないテナント等をいいます。

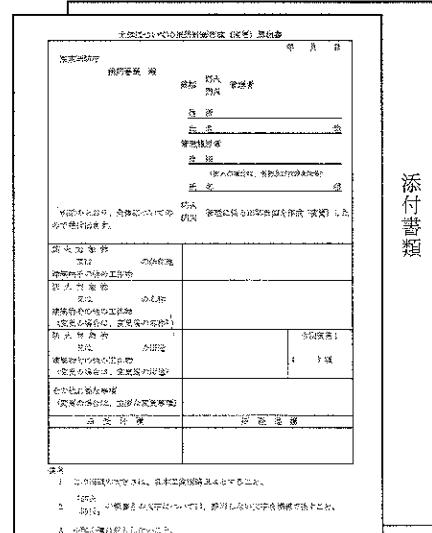
- 各テナントの面積等により全体の用途が変更になる場合がありますので、詳しくは最寄りの消防署にご相談ください。

2. 新たに必要となる届出（添付書類は次頁を参照ください。）

統括防火・防災管理者選任(解任)届出書

This is a detailed form for the appointment or dissolution of the integrated fire prevention and disaster prevention manager. It includes sections for basic information, contact details, and signatures.

全体についての消防計画（作成）変更届出書



This is a detailed form for changing the overall fire prevention plan. It includes sections for basic information, contact details, and signatures.

届出書に下表の番号の書類を添付してください。

1 統括防火管理者選任(解任)届出書に必要な添付書類

① 協議会に関する契約書	従前の共同防火管理協議会があり、運用を継続する場合は省略することができます。
② 構成員一覧	押印は不要です。
③ 防火管理講習修了証	
④ 統括防火管理者の権限及び知識を有する者であるための要件	
⑤ 統括防火管理者の業務の委託に関する契約書（例）	統括防火管理を第三者に委託をする場合は、上記④に代えてこの契約書を届出に添えます。

2 全体についての消防計画作成（変更）届出書に必要な添付書類

⑥ 構成員一覧	押印は不要です。構成員一覧は⑦に記載されていることをもって足ります。
⑦ 全体についての消防計画 〔 規模に応じた全体についての消防計画作成例を参考に作成してください。 〕	すでに協議事項を届出されている場合は全体についての消防計画（追加版）を利用できます。 单一用途の共同住宅の場合、消防計画の届出がされていれば、⑦は省略できます。

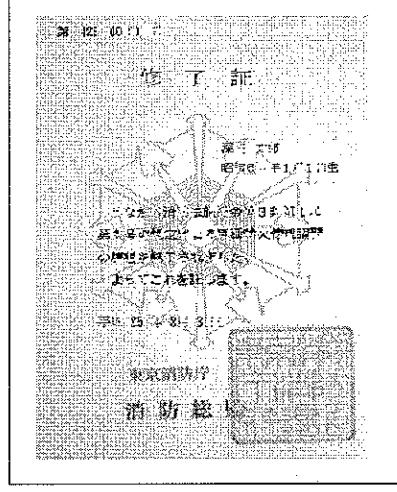
3. 届出書に添付する書類の例

届出様式と次の①から⑦までの添付する書類は、東京消防庁ホームページからダウンロードできます。
(トップページ→安心安全情報→事業所向けアドバイス→統括防火防災管理制度について)

① 協議会に関する契約書（例）

②と⑥ 構成員一覧

③ 防火管理講習修了証



④ 統括防火管理者の権限及び知識を有する者であるための要件

該防災管理事務の実務を有する事であるための要件について

○ ○ ○ 「防火規則の内容についての防火装置上級の実務者等用」に記載の事項に記載する事項を有する者で、消防法第3条第1項第3号に規定する者である者としてして登録する特許料・監督料・○ ○ ○ 特許料を提出せらるる旨について、下記のとおりです。

Ⅳ

1. 重要な技術的条件 (技術的実績や実務経験の有無等)

該防災管理事務の実務者として「防火規則の内容についての防火装置上級の実務者等用」に記載する事項を有する者として、次に記載する事項が有り得る事。

① 防火装置の各部についての構造的特徴、原理、及び及び監視装置についての構成

② 所有者名の変更についての手続、方法、及び監視装置の構成の変更についての手続

③ 防火装置の運営、修理、設置及びその他の操作並に監視装置の管理に関する権限

④ その他防火規則第3章の規定を実行するための必要な事項

2. 防火装置上級の実務者用 (技術的実績や実務経験の有無等)

該防災管理事務の実務者として「防火規則の内容についての防火装置上級の実務者等用」に記載する事項を有する者として、次に記載する事項が有り得る事。

① 防火装置の各部についての構造的特徴、原理、及び及び監視装置についての構成

② 防火装置の各部についての手続、方法、及び監視装置の構成の変更についての手續

③ 防火装置の運営、修理、設置及びその他の操作並に監視装置の管理に関する権限

④ その他の防火規則第3章の規定を実行するための必要な事項

3. 防火装置上級の実務者用 (技術的実績や実務経験の有無等)

該防災管理事務の実務者として「防火規則の内容についての防火装置上級の実務者等用」に記載する事項を有する者として、次に記載する事項が有り得る事。

① 防火装置の各部についての手続、方法、及び監視装置の構成の変更についての手續

② 防火装置の各部についての手續、方法、及び監視装置の構成の変更についての手續

③ 防火装置の運営、修理、設置及びその他の操作並に監視装置の管理に関する権限

④ その他の防火規則第3章の規定を実行するための必要な事項

4. 火災警報上級の実務者用 (技術的実績や実務経験の有無等)

該防災管理事務の実務者として「防火規則の内容についての防火装置上級の実務者等用」に記載する事項を有する者として、次に記載する事項が有り得る事。

① 火災警報の各部についての手續、方法、及び監視装置の構成の変更についての手續

② 火災警報の各部についての手續、方法、及び監視装置の構成の変更についての手續

③ 火災警報の運営、修理、設置及びその他の操作並に監視装置の管理に関する権限

④ その他の防火規則第3章の規定を実行するための必要な事項

【附則第2条】
新規登録者登録料の額は、消防法施行令(昭和3年8月23日第7号)第4条第1項第2項の規定による

⑤ 統括防火管理者の業務の委託に関する 契約書（例）

⑦ 全体についての消防計画（作成例）